

墨田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案							現 行			
別表							別表			
区 分	使用料						使用料（1時間につき）			
	午 前	午後1	午後2	午後3	夜間1	夜間2	昼間		夜間	
	午前9時 から正午 まで	正午から 午後3時 まで	午後3時 から午後 6時まで	午後4時 から午後 6時まで	午後6時 から午後 9時まで	午後7時 から午後 9時まで	午前9時から 午後6時まで		午後6時から 午後9時まで	
屋内運動場	990円	990円	990円	660円	1,560円	1,040円	240円		410円	
教室（1 教室につ き）	240円	240円	240円	160円	510円	340円	80円		170円	
校庭	600円	600円	600円	400円	1,020円	680円	200円		340円	
集会 施設	大	3,060円	3,060円	3,060円	2,040円	3,480円	2,320円	1,020円		1,160円
	小	600円	600円	600円	400円	690円	460円	200円		230円
柔道場	1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,680円	1,120円	380円		500円	
剣道場	1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,680円	1,120円	380円		500円	
備考							付記			
1 「午後3」及び「夜間2」については、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、適用しない。							1 集会施設とは、寺島中学校に設置されているものをいう。			
2 集会施設とは、墨田区立寺島中学校に設置されているものをいう。							2 教育委員会が定める施設については、午後9時から午後10時までを使用承認時間とすることができる。この場合の使用料の額は、「夜間」の使用料の額とする。			
							3 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が使用する場合は、使用料の額は、この表に定める額（付記2の規定による額を含む。）に当該額の5割相当額を加えた額とする。			

3 教育委員会が特に必要と認めた施設については、午後9時から午後10時までを使用承認時間とすることができる。この場合の使用料の額は、「夜間2」の使用料の額の5割相当額とする。

4 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額（備考3の規定による額を含む。）に当該額の5割相当額を加えた額とする。

付 則

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。